

協議第19号

財産の取扱い(その1)について

財産の取扱い(その1)について提出する。

平成16年2月9日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会

会長 岩槻 健

協定項目	1 - (5)	財産の取扱い
<p>美方町、村岡町及び香住町が合併の日の前日において所有する財産及び債務は、すべて新町に引き継ぐものとする。</p>		

平成 年 月 日確認・継続協議

参 考 資 料

協議項目	財産の取扱い(その1)	協議細目	財産・債務(財産区については財産の取扱い(その2)とする)
<p>原 則 関連法令 (地方自治法第237条、238条、238条の4、238条の5抜粋)</p>	<p>新設合併の場合、合併関係市町村は消滅するため、各町が所有している財産の取扱いを明確にしておく必要がある。</p> <p>(財産の管理及び処分)</p> <p>第237条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。</p> <p>2 第238条の4第1項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。</p> <p>(公有財産の範囲及び分類)</p> <p>第238条 この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの(基金に属するものを除く。)をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不動産 2 船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機 3 前2号に掲げる不動産及び動産の従物 4 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利 5 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利 6 株式、社債、地方債及び国債その他これらに準ずる権利 7 出資による権利 8 不動産の信託の受益権 <p>3 公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。</p> <p>4 行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することを決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一の公有財産をいう。</p> <p>(行政財産の管理及び処分)</p> <p>第238条の4 行政財産は、次項に定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲渡し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。</p> <p>2 行政財産である土地は、その用途又は目的を妨げない限度において、国、他の地方公共団体その他政令で定めるものに対し、政令で定めるところにより、これを貸し付け、又はこれに地上権を設定することができる。</p> <p>(普通財産の管理及び処分)</p> <p>第283条の5 普通財産は、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲渡し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができる。</p>		

参 考 資 料

協議項目	財産の取扱い(その1)		協議細目	財産・債務(財産区については財産の取扱い(その2)とする)
先進事例	新市町名又は協議会名	合併年月日	調 整 内 容	
	養父市 (合併協定済み)	平成16年4月1日	八鹿町、養父町、大屋町及び関宮町の所有する財産、施設及び債務はすべて新市に引き継ぐものとする。	
	朝来市 (継続協議中)	平成17年3月31日	1. 財産及び債権・債務等の取扱いについて (1) 4町及び朝来郡広域行政事務組合の所有する公有財産及び債権・債務等については、生野町の所有する山林及び合併時に設置する生野町財産区の運営のための基金を除き、全て新市に引き継ぐものとする。 (2) 生野町の所有する山林(分収林契約含む)については、合併時に財産区を設置し、財産区管理会を設けて管理運営にあたる。 (3) 生野町の所有する山林についての財産区運営に必要となる経費に充てるために、合併時に基金を設置する。 2. 財産区について (1) 和田山町、山東町及び朝来町の財産区は新市に引き継ぐものとする。 また、生野町については、合併時に財産区(管理会)を設置し、新市に引き継ぐものとする。	
	北但合併協議会 (継続協議中)	平成17年3月31日	合併の日の前日において豊岡市並びに城崎郡城崎町、竹野町及び日高町並びに出石郡出石町及び但東町が保有する財産及び債務等は、全てを新市に引き継ぐ。 1. 基金の取扱い 2. 地方債の取扱い 3. 未履行債務負担行為等の取扱い 4. 貸付金の取扱い 5. 出資及び出損金等の取扱い 6. 不動産の取扱い 7. 泉源等の取扱い	
	浜坂町・温泉町 合併協議会 (継続協議中)	平成17年3月1日	2町の所有する財産、公の施設及び債務はすべて新市に引き継ぐものとする。 (財産区の取扱いについては、今後協議される予定)	